

平成28年陸別町議会3月定例会会議録（第4号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年3月14日	午前10時00分	議長	宮川	寛
	散会	平成28年3月14日	午後2時09分	議長	宮川	寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲㊟ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	本田 学		山本厚一			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主 査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育委員長	石橋 勉		
	監査委員	飯尾 清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治	会計管理者	芳賀 均		
	総務課長	早坂政志	町民課長	（芳賀 均）		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	高橋 豊		
	保健福祉センター主幹	庄野勝政	保健福祉センター主任査	西田直人		
	保健福祉センター主任査	瀧澤勇二	国保健康センター主任査	丹崎秀幸		
	総務課参事	原田伸仁	総務課主幹	高橋直人		
	総務課主幹	瀧澤 徹	総務課主幹	空井猛壽		
教育委員長の委任を受けて出席した者の職指名	教 育 長	野下純一	教委次長	有田勝彦		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第25号	平成28年度陸別町一般会計予算
3	議案第26号	平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算
4	議案第27号	平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
5	議案第28号	平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計予算
6	議案第29号	平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計予算
7	議案第30号	平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算
8	議案第31号	平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長兼保健福祉センター次長より、欠席する旨報告がありました。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、4番本田議員、5番山本議員を指名します。

---

◎日程第2 議案第25号平成28年度陸別町一般会計予算

◎日程第3 議案第26号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定  
特別会計予算

◎日程第4 議案第27号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療  
施設勘定特別会計予算

◎日程第5 議案第28号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計  
予算

◎日程第6 議案第29号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会  
計予算

◎日程第7 議案第30号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別  
会計予算

◎日程第8 議案第31号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会  
計予算

---

○議長（宮川 寛君） 3日目に引き続き、日程第2 議案第25号平成28年度陸別町一般会計予算から日程第8 議案第31号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算まで、7件を一括議題とします。

なお、説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決となります。

これから、議案第25号の質疑を行います。

初めに、第1条歳入歳出予算のうち、歳出の逐条質疑を行います。

歳出の事項別明細書は38ページからを参照してください。

なお、消防費に関しては、180ページから183ページまでの消防費負担金内訳も参考にしてください。

1款議会費38ページから2款総務費1項総務管理費1目一般管理費44ページ下段ま

で。

4 番本田議員。

○4 番（本田 学君） 4 3 ページ、1 3 節委託料の一番下のところのストレスチェック委託料 1 8 万円。副町長のほうからも御説明いただきましたが、もう少し詳しく、どんな段取りで流れていくかを、まずよろしくお願いします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず、ストレスチェックの制度の内容につきまして、副町長からも説明がありました。ストレスチェック制度につきましては、2 0 1 5 年 1 2 月から 2 0 1 6 年の 1 1 月末日までの間に 1 回、各事業所においてストレスチェックを行って下さいということになっております。

このストレスチェックにつきましては、何のためにやるのかということ、労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けて助言をもらったり、または事業所に仕事の軽減などの措置を実施してもらったりという、職場の改善につなげるための制度であります。大きなものとして、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みとなっております。

流れにつきましては、資料のほうにもございますが、ストレスチェックを実施するに当たりましては、職員全員に質問表を配付いたします。質問表につきましては、厚生労働省が定める 5 7 項目の質問表というのがありまして、これは数を減らすこともできますのですが、基本的に当町としてはこの国が推奨する 5 7 項目の質問表を職員全員に回答してもらって、この内容によって評価をされるといいますか、職員がどのような状態であるかを判定するというものであります。その判定に当たって、実施者となるのが医師ですとか、講習を受けた看護師ですとか、保健師ですとかということになるのですが、基本的に陸別町としては、それらの講習を受けているですとか、資格を持った職員がおりませんので、副町長が事前に説明したとおり、このたび足寄町の国保病院と協議をさせていただきまして、産業医の資格を持つ 3 名の医師がおられまして、皆さんが陸別のそのストレスチェックに対して協力してもいいよということで回答いただきましたので、実施者として、足寄町の医師に評価をお願いしようとするものであります。

その評価につきましても、実は国の基準のシステムがありまして、そこに回答を入れるとこの人はこういう状態、心理状態だと、この人はこういう心理状態だというその状況がわかる図式が出るようになっておりまして、それをもとに医師が判定をして、本人に対して通知をするということになります。

本人への通知につきましては、医師が全部やるわけにはいきませんので、実施者の補助員として役場の職員の担当部署等から通知することができることになっております。最終的には、異常のない人というか、特に高ストレスが見受けられない人については、結果の通知で異常はないよということで終わりなのですが、その中で高ストレス状態だということ

とで医師の面談が必要ではないかという職員に対しては、実施者、医師からの通知として面談を受けてはどうかという通知を出します。最終的には本人の意思によるものなのですが、本人がその医師に対して一度面談を受けたいということになりますと、そこで医師が面談をして、その上で今度、さらに専門医の受診が必要だろうというときに、専門医受診につなげるというものであります。

流れとしましては、面談まではそのような内容になっておりまして、例えば職場環境の改善とかは、全部の職員がちょっと高ストレスだよというような場合とか、そういう場合には、実施者のほうから事業所に対してこういう状態ではないだろうかという職場環境の改善に対する協議も行うことができるようになっております。

あと、ストレスチェックの関係につきましては、事業所といたしまして、人事をつかさどる者には、その情報については、基本的には通知されないこととなります。最終的に医療にかかる場合には面談を行った医師が本人の意思を確認して、町長ですとか、副町長のほうに、こういうことで受診をしたいという申し出があったということを知ることができるようにしているシステムでございます。

全体的な流れとしましては、このようなものであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そこで、職員だけでなく、僕たちというか、人間というのは、いつストレスがたまるとかいろいろなことが、言葉一つをとってもショックを受けたりとか、いろいろなことになっていくと思うのですよね。そこで、今この制度の一番大事なところは、チェックして病院にかかったりとか、いろいろなことになっていくという、そのシステムはわかるのですけれども、やっぱりプライバシーの保護がきちんとできないと、そこで、こういうことでひっかかりましたとかになった後に、あからさまにその方が病院に行きましたとか、いろいろなことになっていたり、ではおうちのことで、その項目がここでわかりませんが、おうちのことでのストレスなのか、職場のこととなると、やはり浮いてしまうという現象になったりとか、それであればそのチェックをしないでとか、いろいろな気遣いが出るようであれば、ただの絵に描いた餅みたいな、やっていますよということになりかねないのかなと思います。一応、このプライバシーのところをきちんとできるだけ、幸いにも、幸いなのかあれなのですけれども、足寄でということなので、そこに行って、自分のこと、そのひっかかった、ひっかかったといたらあれなのですけれども、そういうふうになった人は行ってということなのですけれども、やっぱりプライバシーの保護という面で最大限に努力してほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） プライバシーの保護と事業者としての禁止行為につきましては、昨日の副町長の説明の中で、資料のナンバー23の1のほうで記載をしております

が、プライバシーの保護については刑罰の対象になるということで、これについては絶対行わなければならないことだと思っておりますし、事業者の禁止行為についても、本人に不利益な行為は絶対行ってはいけないということで規定をされておりますので、このストレスチェックのための規定も当然つくらなければならないと思っております、その規定につきましても、国のほうで一定程度こういう基準でやりなさいということが示されておりますので、それらについても守りながら、このプライバシー保護と事業者の禁止行為については厳重に注意をしていくようになると思われま。

それから、今、足寄町の医師と考えているのは、当然、間に職員の関係が入ります。総務課の職員とかがその状況を見ることなく相談ができるように、今、足寄町の医師に直接メールを送って、メールで本人とのやりとりができるように、要するに、本人が直接会うとまた話したいことも話せない場合があるということで、どちらも選択できる方向、面談もいいですし、メールでもできるような、そういう選択肢を持てるようにもしております。そうすると、実施者である医師だけがその患者の情報を持つということになるということになりますので、そういったところでもプライバシー保護については十分注意をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そういう形でプライバシーが守られてということで、この制度を使って早期発見ではないですけども、そういうことになっていくのかなと思っておりますし、同時にこういうことでなくても、やはり職員の間でちょっと体調悪そうだと、いろいろなそういうこともやはり全体でやっていけるような雰囲気になればいいのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 議員おっしゃるとおりだと思います。職場内のチームワークといえますか、そういったものも必要になってくるかなと思っております。

あと、先ほどお話が漏れましたけれども、個人情報漏れないように気をつける上で、実はチェックした表についても、鍵のかかる引き出しとか金庫に、必ずそれを用意してそこにしまいなさいというルールもできておりますので、それらについても十分注意しながら守っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 44ページの19節で、説明を受けたときには、マイナンバーの関係で、情報システムの下の方の178万円なのですけども、現在マイナンバーの関係で、個人ナンバーカードを申請している件数と、それから申請されて交付されているというのですか、実際に本人に手渡っている、そういう状況についてちょっと伺いたいと思

ます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問にお答えします。

マイナンバーカードの申請状況であります。これはJ-LISといひまして、地方公共団体情報システム機構からの通知であります。2月末現在で、陸別町からの申請受け付けは173件ということで通知を受けております。それで、3月11日、先週の金曜日現在、金曜日の終了時現在であります。陸別町にマイナンバーカードが届いているのが136枚です。うち交付済みというのが100枚であります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） さきの議会だったか、本人に直接渡っていないのが2件ほどあるというのですけれども、実際それは今後の方向として渡し切るような考え方があるのだと思うのですけれども、今回のこの個人カードですね、173ということは全体像から見ると5%ぐらいになるのかな、2,500のうちね、そういう中で、実際に情報システムから来ているものは136で、100ということですか、交付されているのが。そういう話の中で、これを今後渡し切るためのスタンスというか、考え方は、今後どういうふうにしていきますか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 136枚マイナンバーカードがこちらに届きまして、届いた時点で速やかに規定のはがきを送らせていただいております。それにつきましては、一度にたくさん交付を受けられにきますと混乱を生じますので、こちらで5名ずつ、日にちを特定しまして、日時を指定しまして、交付を受けに来てくださいということでお知らせをさせていただいております。136のうち30名の方については、通知のはがきを届けてはいるのですが、その指定をさせていただいた日が、たまたま都合が悪くて、まだ来られていない方でありまして、それからまたちょっとお気づきになっていない方もいらっしゃるかもしれませんので、3月の2日時点では、その30名のうち25名の方については、再度こちらでA4サイズで文章をお渡しして、カードが届いていますということで、通知を出しておりますということで、再度お越しく下さいということで案内を申し上げます。

それから、通知カードの件につきましては、残り2名の方につきましては、うち1名の方は遠方に、仕事の関係で遠方に行かれています方、本州に行かれています方でありまして、2名とも実は同じ事業所にお勤めの方で、事業所を通じて連絡は届いているはずなのですが、なかなか仕事の関係でしょうか、都合が悪く来られないということですが、期限を切っていくまで、例えば、廃棄をすとか、そういうことは今のところ考えておりません。こちらでお預かりしている状況であります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、課長からるる説明があったのですけれども、いわゆるこのカードを届けることに専念する上では、いろいろな意味で、本人に渡し切る、そういう形をとるときに通信費もかかると思うのですけれども、そういう面についての予算化はないのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 基本的にマイナンバーカードがこちらに届いた際に、規定のはがきを出します。そのはがきの通信料につきましては、100%国が負担するということになっております。ただし、再度こちらから、お越しになっていない方に対して普通郵便で送る際にはこちらの負担となります。予算計上しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費44ページ下段から5目財産管理費50ページ下段まで。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、45ページの文書広報費の15節工事請負費なのですけれども、平成4年、24年を経過している愛の鐘を、11基を随時更新をしていくということをお聞きしました。町内においては9カ所、また地方においては、上斗満と小利別の2地域ということなのですけれども、まずほかの地域、例えば上陸別ですとかトラリ薫別に建てる予定はないのか。

またことしの4月1日から広域消防にかわるわけなのですが、大誉地地域までは陸別町の消防、また陸別の救急が来るということになっております。できれば、足寄町にある防災無線、防災足寄を通じて、緊急時、そういうときの対応策として、足寄町と連携ができるのかどうか。例えば、私の地域で今、消防団員が5名おります。足寄消防第2分団にいるわけなのですけれども、いかなる場合、足寄町、帯広市から一発陸別町に入って陸別町から、例えば私の地域が火災、いろいろな大水、またいろいろな想定外のことをされたときに、出動態勢は足寄町大誉地消防第2分団に入ってくるわけなのですけれども、その際、もし200ミリ以上の大雨が降って、大誉地の町が洪水になるとか、そういうときの想定をすると、やはり上流地域に住んでいる陸別町として、やはり何かそういうことの対応策というのはとれるかとれないか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） まず、愛の鐘の関係について、私のほうからお答えしたいと思います。

愛の鐘につきましては、ただいま、市街地、議員おっしゃるとおり9カ所、それから周辺地域で小利別と上斗満2カ所ということでありまして、副町長が説明で申しましたとお



り、28年度に電波伝搬調査というのを行います。その電波伝搬調査に関しましては、今の既定の箇所でこういった状況になるのかというのを調べるということで、さらに拡大ということは今、現段階では計画をしておりません。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 愛の鐘、今、多胡議員が言われたように4月1日からは陸別常備消防が大誉地まで救急出動すると。団の関係も3月31日まで、一応、足寄町と陸別町で協定を今、締結を考えておまして、そこら辺の提携の中で、詳細の詰めをしていきたいなど、そういうふうに思っております。

それと、大誉地にある足寄町防災無線の関係は、ちょっと勉強させていただきたいと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかになければ。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 49ページの工事請負費の建物解体についてですけれども、場所は東1条の花むすびということですが、解体後の土地の利用は決まっているのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） たしか新年度予算の事業計画の説明の際、町長からもお話があったと思うのですが、その解体後の土地、ほかの土地もございますけれども、1年かけて、その高齢者向けの住宅ですとか、そういったものを全町的に考えていくと、今の段階では特定の目的にするということでは考えておりません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費50ページ下段から10目諸費58ページ中段まで。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3 番（多胡裕司君） それでは、53ページの企画費の委託料の中で、空き家調査等で3町と連携を図って空き家調査をするというのを、もう少し詳しくなのですけれども、どういう形で空き家調査をしていくのか、仮に足寄町、本別町、陸別町で空き家がありますと、その空き家をどういう形、景観を良くするために壊すのか、または有効活用するのか、また定住・移住に結びつけるために、どういう形をとれるのか。これは地方創生の加速化交付金の中の一部事業も含まれるのかなと思うのですけれども、どういう形で3町で連携して空き家対策を調査していくのかなということで、ちょっと少し疑問が残るわけなのですけれどもいかがなものですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 空き家の調査につきましては、今、昨年12月に議決をいただきました予算で、町内のあいている住宅について、どこにどれだけあるかというのを確認をとっております。結果につきましては、間もなくこちらに報告があることとなります。

これからのこととなりますけれども、空き家の状態を確認するとともに、その地権者についても確認をして、今度はその住宅を利用できるのか、その住宅を地権者がどのように考えているのか、その辺についてちょっと調査をしていくこととなります。

その後、これから空き家として3町でどういう空き家、使える空き家があるのかというのを今度ピックアップをしまして、データベース化します。3町でこれだけの空き家があって、例えば移住してきたいという方が住宅を探した場合に、こういった物件がありますよということも、登録してお知らせすることができるようにしていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、その空き家調査をして、どれぐらいの空き家戸数があるのか、定住・移住にどのように結びつけるかなのですけれども、例えば、陸別町にことしたくさんの方が来ました。それで移住産業研修センターですとかも満タンな状態、または民間活用住宅を利用して2名の方がマンションを建てるとのことなのでも、例えば、陸別町に住むところがないと、それで足寄町にいますということ、当然、ことしもうちの、ユニバースの従業員が1名、陸別町になくて、足寄町から今、陸別町に通ってきている状態なのでも、それで果たしていいのかなと思うのですよね。やはり陸別町にせっかく来ているわけですから、陸別町に住宅を確保して、陸別町に住んでいただくのが私はベストかなと思うのだけれども、そこら辺を3町で連携して、住民を、そこら辺がちょっと理解できないのですよね。戸籍をここに移しているのか、陸別町に戸籍は当然ないと思うのですよね、足寄町に住むわけですから。そこら辺のかかわりが、住宅があるけれども、仕事は陸別町ですというのは町外と言うか、そういう話になってくると思うのですよね。どうもこの3町で連携してと、この意味がわからないのですよね、私には。だから、ぜひとも、空き家対策を十二分に進めて、やはり陸別町に移住して住める、定住できるという形をとられたほうがいいのではないかなと思います。いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 今、議員が言われたとおりだと思います。当然、こちらで仕事をする方が足寄、本別から来て働くというようなことについては、当然避けて、陸別に住んでいただいて、近くの、働く場所に住んでいただくというのが一番いいかなと思います。

それで、今言った3町の連携で、データベース化してというのは、定住にもつなげるのですけれども、例えばこちら方面に来たいという方が出たときに、陸別だけを見て、来るのではなくて、全体、3町の中で空き家があるのを情報として提供すれば、その中で足寄、本別、陸別を見て、来られるわけですね。そういったことができるようにする。これは、北海道においても、同じようにデータベース化をしてやりましょうということで、登録制でやることになるのですが、もっと近い、狭い範囲として絞って、こちらのほうに目を向けていただくということでもありますので、その辺の御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） さきの多胡議員とちょっと重複する面がございますが、ページ数55ページですか、2款の総務費7目企画費の19節負担金補助及び交付金の説明の中の負担金ですか、まちづくり事業の民間活用住宅建設事業について、2点ほどちょっと伺いたいと思います。

今、補助金交付要綱に基づいて実施される建設事業ですが、今年度は単身10戸の世帯4戸分ですか、今年度予算が3,900万円ほどついております。公住も含めて、当町においてはどのぐらい住宅が不足気味なのか、それとまた、あと確認ですが、この民間活用住宅建設事業ですか、要綱の6条の2項によって、受理されれば、話し方が悪いのですが、補助金の確保はいつでもできるのかどうか、この辺を確認いたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

民間活用住宅、28年度は3,900万円の予算ということで、単身者用が10戸、世帯用が4戸を予定しているわけでございます。今までアパート用ということで、過去、去年まで建設してきておりまして、単身者用が16戸、世帯用が12戸という状況になっております。先日の補正予算でも御説明したかと思うのですが、27年度の繰越明許で、28年度に単身者6戸、世帯用2戸を建てる計画が現在進んでおりまして、これらが全部できたとしても、住宅状況、まだ完全ではないというふうに考えております。ただ、実際何件が不足しているかという細かい数字までは把握はしておりませんが、聞くところによりますと、その計画が出た時点、建物ができる前からもう既に問い合わせ等が、予定している方に入って、大体埋まってしまうというふうなお話も聞いております。今後もこれにつきましては、必要だというふうに考えております。

もう一つ、例えば、年度途中でいっぱいになって予算が不足した場合というふうになると思うのですけれども、その際は、その計画の実効性ですとかを勘案して、また過去にもありましたけれども、途中で補正予算などということも考えられると思っております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかになければ、次に同じく2款総務費1項総務管理費11目交

流センター管理費 5 8 ページ中段から 1 4 目企業誘致対策費 6 6 ページ下段まで。

○議長（宮川 寛君） 4 番本田議員。

○4 番（本田 学君） 6 5 ページ、1 3 節委託料、ミネラルウォーター製造と木炭製造ということで、昨年の 1 2 月にも一般質問、町長といろいろ意見とか交換させていただいたところなのですけれども、その流れもありまして、今年度 3 万本、まずミネラルウォーター製造ということで、正直言って、3 万本、2 年で処理していくのは結構大変なことなのかなと思っております。ただ、僕自身の考えの中にはやっぱり続けていくことが一番大切だなと思っているのですけれども、この件に当たって、やっぱり 3 万本でなければだめなことなのかということと、あと今回この 3 万本ということで、この 2 年の間にどのように、この資料の 2 7 には、より一層の販売の課題を整理して、販売戦略とか等々検討していくということなのですが、そこら辺で新しい戦略というものがあるのかということと、やはりふるさと納税なり何らかの形で活用していくのも一つの考えなのかなと思うのですけれども、その辺の考えを聞かせていただければと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） ミネラルウォーターの関係なのですが、3 万本につきましては、実は最低ロット数が 3 万本ということで業者から示されておりまして、これが 1 万本になっても 2 万本になっても、価格についてはほとんど同じという状況になります。それであれば、いろいろなアピール、PR にも使えますし、当然販売も増やしていくということを目指して掲げて、3 万本を今回、2 年前と同じようにつくって広げていきたいというふうに考えております。

あと、ふるさと納税でということではありますが、寄附をいただいた町外の方には、一応こちらのほうから最低お水 1 箱につきましては、送付をさせていただいて、非常に喜んでいただいております。

それから、これからのことになりますけれども、町内外での販売強化を図るということで、具体的にどこにこういう卸をして、こういうふうに販売をふやしていきたいという具体的なものは今のところまだないのですけれども、ことしについては何とかそういう販路なんかも見つけられないかということで、探していきたいという考えであります。

さらに、実は先般、補正でいただきました加速化交付金の事業の中にも、販売をいろいろやっていますよということで、物産館ですとか加工センターの補助でつけさせていただいております。その中でも、やはりこういったものを、水だけではなくて、物産品もそうなのですけれども、一緒に販売する方法ですとか、あとふるさと会なんかを利用しながらいろいろなところに広めていくような、そういった事業にもまた展開していきたいという考えでありますので、御承知をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4 番本田議員。

○4 番（本田 学君） ここで議論して、いいとか悪いとかということではなくて、僕自

身はやっぱり続けていってほしいということがありますので、やはり町民全体の共通認識とか、こういう水ができたということの、やっぱり町民全体が思ってアピールという部分でやっていったほうがいいかなというので、ここで言い続けるではないですけども、職員も皆さんもそうですけれども、そういう思いでやっていったほうがいいのかと。それで非常に、一般質問のときも言いましたけれども、水、評判いいのですよね。札幌で、駅のどさんこプラザでやったりとか、東金に行ったりとか、横浜に行ったりとかしたときに、やはりおいしいということで、やはり陸別の価値自体も、その水一つとっても上がるのかなと思っているので、何とか、僕自身もいろいろ知恵が、いろいろなことを考えながら、意見とかそういうことを言っていきたいと思っております。

それで、1問目に木炭と言って、木炭のことを言うのを忘れたのですけれども、一応これは確認なのですけれども、3回製造して、薬草とあとここに書いてあるように、希望者の町民にという押さえでよろしいのかというところですね。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 木炭の製造した後の利用については、今御指摘のとおりであります。昨年、木炭を町民に配付したところ、非常に好評で、一人1箱だったのですが、あっという間になくなったという状況もありますし、利用についても、こういったものができていますよということを町民に知っていただくということとともに、あとほかにどういった利用があるのかということで今、その薬用植物の土壌の中にまぜてやっております。結果的に木炭が入ってこういう虫がいなくなったとかという結果には、実質的にはつながっていないのですけれども、土壌改良につながっているのかどうか、いいものができてるのかどうかということは、事業をしていく中で確認をさせていただきながら利用したいと思います。ただ、木炭につきましては、3回ですけれども、1回の製造量がものすごく広範囲に売れるほどたくさんつくれるわけではありませんので、できたものを有効利用していこうという考えであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員御指摘のミネラルウォーター、これは私どもも評判がいいということはそのように思っておりますし、直接購入された方に言われたことがあります。これについては、今後も継続して、やっぱり陸別町のPRのためには全国に発信するようにやっていきたいなど、そのように思っておりますし、あと木炭の関係は、27年度までに購入した原木が、まだ在庫がありますので、今回、3回程度製造して、移動炭窯が小さいのです。形が古くて、なかなか改修すると100万円、新しくつくと何千万というお金がかかると。過去の議会でもお話ししたかと思うのですけれども、この木炭の製造開発というのは、移動炭窯をつくる、製造するというのも一つの目的だったのですけれども、今言われたように、今の使っているような、同様の移動炭窯をつくと何千万もすると、そうするとなかなか費用対効果でいくと厳しいと。そういったことで、とりあえ

ず今、28年度、27年度もそうですが、購入した原木を活用して木炭化して、薬用植物の畑に散布したりですとか、町民の皆さんが喜んでいただけるのならば町民の皆さんに配付して、何とか利用していただこうと、そういったことで、27年度からは町民の皆さんに配付しています。ちなみに参考までに、昨年、町民の皆さんに配付したときは、1階から2階に上がっていく階段のところ、ちょっと列をつくって皆さん並んでいまして、好評でありました。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、64ページの地域おこし協力隊賃金と、地域ブランド開発推進専門員賃金ということでお尋ねをいたします。

今年度は4名の地域おこし協力隊員の募集を図るという話だったのですけれども、昨年度においては、3名募集して2名が途中で帰られたということなのですけれども、私はやはりこれ、きちんとした目的を持たすべきだと思うのですよね、地域おこし協力隊員に。例えば、27年度に入った酪農支援員ですか、この方については、どういう目的で町があれをしていたのか、まずそこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 地域おこし協力隊の皆さんにつきましては、酪農支援員だけではなくて、基本的には当町に来ていただいて、起業、それから就業、これを目的として来ていただくということで、事前に面接の段階でもお話をしております。それから、年2回、協力隊員とはヒアリングを行っておりまして、その辺についても協議をしながら進めてきているところであります。酪農支援員につきましても、農協さんのほうと協議をしながら、自分で就業するためにはやはり知識も、陸別でやるためのノウハウも必要であるということで、いろいろな研修をしていただきながらということで、予算についても今回の予算でもありますが、農大に行って講義を受けてくるですとか、車の免許をとっていただくとか、そういったこともメニューの中に入れて、陸別で酪農を自分で最終的にはできるようにするという目的で来ていただいております。関係機関のこともありますので、酪農支援は農協さんですとか、地域の酪農家の方、それから、今回も募集していますが、商工関係につきましては商工会ですとか、商工の店舗の方とか、その辺の方に知恵をいただきながら、その方が自分がここでやるための知識を得ていただくということで来ていただいております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今言っているのは当然のことで、例えば酪農支援員に関しては、酪農家に対して、その本人が技術を持っていて、酪農家に対してコンサルタント的にアドバイスを行うとか、そういう技術があるのかどうか。また、9時から5時まで農家に対して、酪農支援、本人の今後のこと、新規就農、そもそも考えるわけなのですけれども、そ

れが果たして本人のためになっているのか。朝やはり5時から8時まで搾乳というのがあるのですよね、農家の仕事というのは。そして、夜4時からまず7時ぐらいまでであるのですよ。そこら辺をもう少しきちんとするのであれば、半年、やはり1年かけて、酪農ヘルパーにでもきちんと入ってもらって、そこできちんとした技術を習得するとか、そして酪農家の皆さんの負託に応える、また信用を得ると、それが僕は普通の常識だと思うのですよ。昨年来られた方を見ていると、9時から農協職員のけつをつけて歩いて、5時ごろ帰って、これで果たして何の意味があって、何のお助けをするのか見えないのですよね。だから、きちんとした目的を持たせて、全てのこの地域おこし協力隊の皆さんにきちんとした目的があって、そこら辺をしっかりとやっていただかなかつたら、何のために、本当に陸別のためにやってくれているのかなと僕は思うのですよね。例えば、この地域ブランド開発推進員も一緒だと思うのですよ。スイーツづくりの開発ですとか、いろいろあるのだったら、やはりそういう技術を持っている方をどんどんどんどん募集を図って、今後の加工センターの有効利用ですとかいろいろあると思うのですよね。だから、そういうことをきちんと、技術を持っている人をやはり選抜して、このまちに何が足りないのかということ、何をこの地域おこし隊の方に期待をするのかということも兼ねてやっていったらいかがかんと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 確かに議員御指摘のことはごもっともかなというふうに思います。ただ、私どもも3年で育てていきたいという思いもございまして、例えば酪農をしたいという方も、未経験ですけれども、酪農したいという方も地域おこし協力隊として要望して来ている方もいらっしゃいますし、ほかの町でもそうかと思えます。

そういう方がやる方法としては、まず環境が変わるといふ部分でいくと、私が考えたのは、まず1年目は農家の皆さんを知ってもらおうと、どういう状況にあるかということ、まず1年目は知っていただいて、それで、実際には農協の職員の皆さんと一緒に回って、農家をまず覚えると、少しずつ技術を覚えていって、ある程度、3年で育てていってということを考えていたのですね。確かに昨年途中でやめたのですが、実際には現場でちょっとトラブルがあってやめたということになっています。

一つの方法としては、議員の御指摘のそういう1年目、酪農ヘルパーとして活用させると、これも最初から、素人であればなかなか厳しい部分が絶対あると思います。したがって、その場合はやっぱりある程度技術的なものを経験させた後に、実戦部隊として酪農ヘルパーとして、地域おこし協力隊として働いて、3年目には農家のほうに入っていかとか、そういう考え方もあるかというふうに思っておりますので、その辺は御意見として受けさせていただいて、今後改善なりを考えていきたいなと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、副町長の御意見が当然かなと思います。

それでやはりいろいろな形できちんとした目的を持っていただいて、またそのお助け隊がどんな技術を持っているのか、そこら辺のノウハウもきちんと調べて、例えば女性、先般ありましたね、地域おこし協力隊で女性2名のファーマーズマーケットが非常に好評だったとか、野菜販売ですとか、いろいろ地域に貢献してあると思うのですよね。また、いろいろなスイーツ開発においては、いろいろな技術を持っている方がいれば、例えばうちにはないお菓子やさんを、もしかしたらいろいろな、りくべつ牛乳ですとか、いろいろ使ってできるのではないかなと思いますので、このせっかく国のいい事業ですので、きちんとした方をぜひとも探してきていただいて、まちのために何か一つでもなればいいかなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 地域おこし協力隊については、私どものほうも今後も継続して国の制度を有効活用していきたいなというふうに思っておりますし、今現実的に全国的にも地域おこし協力隊のなり手というのは引っ張りだこなのですね。今、募集していても来ないというのが、募集していても来ないというのが現状になっています。私どもとしても、できるだけそういう即戦力になるような方が来れば一番うれしいのですけれども、いかんせんなかなか今、そういったような状況にありまして、ただこういう陸別に来て、まずそういうこともちょっと経験してやってみたいと、まずは人を受け入れるということを第一に考えてきたところもありますので、そこら辺はそれとして御理解をいただいて、今後についてはそういうことも踏まえながら、地域おこし協力隊の募集、活用を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今の話と重複するのですけれども、賃金の中に地域活性化推進専門員、地域おこし協力隊、地域ブランド開発推進員とありますが、実際に4月から動くものはあるのでしょうか。それと、人数と事業内容もあれば教えてください。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 実際、4月から動くものとしましては、専門員につきましては、引き続きいろいろな調査を行っていただくということで、動きます。

それから、新事業支援推進事業につきましても、ことしが3年目になる協力隊の方が来られておりますので、これは薬用植物の関係であります。何とか今年度につきましては、地域、地元で就業等を目指しながら、それとともに陸別の人も薬用植物の栽培に携われるような、そういう道筋がつけられないかということで、ことし1年考えをもって進めていただくことになっております。これにつきましては、私どもも協力しながらというふうに思います。

あと、産業振興推進事業であります。こちらにつきましては、当初予算の説明でもあ



りましたが、移住産業研修センターの調理の方が、現在、加工センターでアドバイザーをされている方になるのですが、この方が両方を兼ねてやっていただけることで協議が進んでおりまして、そういったことで町の特産品を開発する、そのアドバイザーも兼ねながら、そういう研修センター、移住してきた方のもしていただくというふうに考えております。現在、決まっているところはその2点、協力隊員としては2名の方ということになります。

もう1点、ちょっと言い忘れましたが、商工支援推進員につきましても、現在、問い合わせがありまして、応募されてきている方がいらっしゃると思います。この方についてもちょっとまだ面接等を行っておりませんが、そういう状況であるということでお知らせをしたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今、多胡議員の地域おこしに対する考え方にもあったのですが、技術を持った人を引っ張ってきたいという話で、札幌のふるさと回帰支援センターというところで、マッチングの取り組みをやっていて、地域おこしを希望する人が特技を登録して、あと、町も欲しい人材を登録して、それでマッチングして、もしそれがうまくいけば、手数料として30万円という話なのですけれども、そういうふうなのを利用する考えはありませんか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 今のふるさと回帰支援センターの関係ですけれども、うちのほうも状況を聞きにいったり職員がしておりますので、利用できるものであれば、今後検討させていただきたいというふうに思います。

あと、30万円ほどこちらからお金を払わなければならないということもありますので、それにつきまして、あわせて検討の材料とさせていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 62ページの委託費の施設設備改修、説明では天文台の関係で800万円、それから、63ページの工事請負費で設備改修で170万円ということですから、約1,000万円近くの、メンテナンスというふうに説明の中ではあったと思うのですが、この天文台は新設されて二十数年というふうに私は記憶しているのですね。この間においての、メンテを随時、計画的にしていかないとだめなような気がするのですが、今後の計画というか、そういうものについての予算化はどうか、考え方は。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 天文台の関係でありますけれども、天文台、平成10年に開設して、17年、18年目を迎えるということになりますけれども、経年劣化でいろいろ支障が生じてきております。施設規模が大きいものですから、随時、毎年細々したメ

メンテナンスは当然行っておりまして、それでなかなか追いつかない部分が今回出てきたということでもあります。今回については、主に大型望遠鏡の周りのドームの関係になるのですけれども、ドームが、まず一つは年数が経過してきて、すき間から、普段はそんなに漏れないのですが、強風を伴う雨のときに雨漏りが発生するだとか、そういった状況も起きてきまして、それらの改修を行うことと、ドームを回すモーターにエンコーダーという装置がついているのですが、それが不調になりまして、望遠鏡と今、完全に連動する状態にはなっていないくて、手動で動かしているというようなこともありまして、その修理を行います。

それと、工事請負費のほうは、天文台の展示室の照明なのですけれども、できたときにはハロゲンランプですとか、結構、消費電力の大きなランプを使っての照明、間接照明などを行っていたのですけれども、これも年数が経過しているということで、今回LED化にするということで取り組んでおります。

今後、天文台については、年次計画でいろいろ整備をすることにはなるのですけれども、予定といたしますか、考えられるのは、望遠鏡をコントロールする制御盤などについては今後改修を検討しなければいけないのですけれども、これについては額も相当大きくなるということで、まだ具体的な、いつごろやるというのはまだ決めてはいないのですが、今後予定されるということでは考えております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この天文台をつくったという意味で、陸別のしばれに次ぐ売りだと思えるのですよね。天文台があるという、最北東かい、公開型の望遠鏡では、全国でもトップに入るといふ、そういう中での、何としてもこの天文台というのは、精密機械でできていると思えるのですよね。そういった意味でいくとやっぱり計画的に、壊れてしまっただけでは遅いと思えるのですよね。ということは、やっぱりそれを期待して見に来た人が壊れてからでは見ることができないという、事前に計画的に、今、課長の説明のようにしていかないと、それと精密機械であるがゆえに、パーツが、いざ壊れたときに年数がたって、パーツがないというような事態にもなろうかと思えるので、おいおいやっぱり新しいパーツに取りかえるような、やっぱりそういう計画が私は必要ではないかと思えるので、今後、天文台を維持、それから、今言ったような陸別の売りを継続していく上で必要だと思えるので、町長の考えを一つお願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 例規集にも載っておりますけれども、公共施設維持等管理基金という町の基金がございます。それでつくったときに、町の建物関係、公共施設関係の維持管理計画というものを策定しております。その中で、各施設の老朽化ですとか、機器類の更新時期を計画上は一応載せております。したがって、ある程度はローリングをしますけれども、ある程度、公共施設維持管理計画という、町単独でつくった計画の中には各施設の機器類の更新ですとか、あるいは建物改修ですとか、そういったものを一応載せて

おりますので、ある程度それに沿って、各課からは公共施設の、施設関係の維持管理、改修ですとか、そういったものが乗ってくると。したがって、計画的にやっていないわけではなくて、ある程度もとになるベースというのは、公共施設維持管理計画というのが内部資料ですけれどもありまして、それで予算化していると、そういったことで、今後もその計画にある程度基づいて予算計上していくものは予算計上していくと、そういうふうになっておりますので、そこら辺御理解をいただきたいと思えます

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別の天文台というのは、議員おっしゃるとおり私も同じ捉え方をしております。陸別の天文台は、よそと違うというのは、研究機関も一緒に入って、そしていろいろなデータをとり、世界に発信しているという、やっぱりすばらしい役割を果たしております。

先ほど、メンテナンス関係では、課長からも話がありましたが、いろいろなやっぱり、年数もたっていますから、メンテナンスしていかななくてはならない部分というのが、大きいものでいえば、例えば鏡のメッキとか、特殊なそういうこともやっぱりこれから先に、今どうこうという問題ではないのですが、考えていかなければならない。そして、今、副町長の話したとおり、そういう計画に基づいて、大事なものであると捉まえておりますので、議員おっしゃるように、計画をきちんと立ててやっぱりやっていかなければならないと、そういうふうにつまえております。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に同じく総務費 2 項徴税費 6 6 ページ下段から 3 項戸籍住民基本台帳費 7 0 ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく 2 款総務費 4 項選挙費 7 0 ページ下段から 6 項監査委員費 7 5 ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 1 1 時 1 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 0 0 分

再開 午前 1 1 時 1 4 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 7 5 ページ上段から 8 3 ページ中段まで。

2 番久保議員。

○2 番（久保広幸君） それでは、1 項社会福祉費につきまして、4 点あわせて質問させていただきます。

1 点目は、議案書のページ 7 8、議案説明書の資料 2 8 に関係する部分であります。

1 目社会福祉総務費 1 9 節負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金 3, 4 6 3 万円につきまして、資料 2 8 に内訳が書いてありますが、前年度補助金の予算額が 2, 8 6 5 万 3, 0 0 0 円でありますから、5 9 7 万 7, 0 0 0 円の増額ということになります。説

明資料 28 の陸別町社会福祉協議会補助金算定内訳書を参酌させていただきますと、この中で人工透析患者移送サービス、それから年度末退職予定者に対応します補充者の先行採用などに伴う費用の増額と、そのような説明を受けております。これは職員が実質 1 名増になるということでありまして、これが一時的な現象と捉えていいのか、それから、これに伴いまして内部留保資金を、この資料 28 を見ますと、1,040 万 2,000 円取り崩す、さらには、この表を見ますと、収入と支出の差額が 260 万円ほどあります。こういうことでもありますから、今後も補助金を増やさざるを得ないことになるのか、これをまず伺います。

それから、2 点目であります。

議案書のページ 82、2 目老人福祉費 18 節備品購入費、公用車 139 万 7,000 円につきましてであります。これは、訪問型サービス A の事業に貸与するとの説明であります。りくべつエヌピーオー優愛館が委託を受ける予定ということでもありますので、事業は主に高齢者生活支援施設福寿荘の利用者の生活援助を目的にした事業等を想定しておりますが、車両を用意するということになれば、一般の在宅者が対象ということになるのか、お伺いいたします。

それから、3 点目であります。

同じく 2 目の老人福祉費 19 節負担金補助及び交付金であります。議案のページ 83、説明資料は 34 の 1 から 34 の 7 までであります。介護予防・日常生活支援総合事業運営事業で、524 万 1,000 円を計上しております。これは、新年度に移行する予防給付のうちの訪問型サービス A の事業の運営費補助金とのことでありまして、事業所としては、りくべつエヌピーオー優愛館に対する補助との説明でありました。この補助金の積算内訳について、お伺いいたします。

それから、最後に 4 点目ですが、これは議案書、同じくページで 83 の説明資料 33 であります。同じく 2 目老人福祉費の 19 節負担金補助及び交付金 249 万円についてであります。これは、議案説明書資料 33 では、北勝光生会居宅介護支援事業所の運営事業補助金の算定につきまして、事業所の必要経費から介護報酬収入を差し引いていると思います。収入は、このほかに、後ほど特別会計で出てくるとと思いますが、介護予防ケアマネジメント事業費と包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、この委託料が数十万あるだろうと思います。本来はこれを加えて補助金額を算出すべきではないかということでもあります。

以上、4 点をお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 庄野福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） ただいまの質問 4 点について、お答えさせていただきます。

まず、1 点目につきましては、社会福祉協議会の補助金の関係です。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、平成 28 年度は欠員職員の補充と退職

に伴う先行採用及び透析患者移送サービスにより補助金がふえております。よって、平成28年度につきましては、職員が5名体制となりますが、平成29年度からは通常の4名体制と、透析患者移送サービス分に戻るため、補助金の増額は今回の一時的なものでありますので御理解願います。

続きまして、2点目になります。公用車の関係になります。

こちらにつきましては、訪問型サービスAに公用車を貸与することになりますが、対象者につきましては、要支援1、2及びチェックリストの該当者であり、町内全域を対象としております関係から車が必要となりますので、りくべつエヌピーオー優愛館へ貸与するものでございます。

次に、3点目になります。

こちらにつきましては、りくべつエヌピーオー優愛館への訪問型サービスAという形の運営費補助でございますが、こちらについての中身につきまして申し上げます。中身につきましては、人件費2名分と車両燃料代と車両消耗品及び諸経費分をこの中で見ております。

次に、4点目です。249万円になります。

こちらは、見つけました。確かに議員おっしゃいますとおり、この金額につきましては、収入に加えるべきということでございますけれども、あくまでも総合事業分につきましては、介護認定の更新時に要介護か要支援か事業対象者のどれになるかの判断は今のところつかないという状況もありますので、運営状況の実態が正確に把握できない面もあり、今回の運営費補助には加えておりませんが、この補助につきましては、精算行為が今後伴ってくるものでありますので、最終実績に合わせて補正を行っていきたいというふうを考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 4点の質問に対しまして、おおむね答弁について理解しているところでございますが、1点目の社会福祉協議会補助金の関係ですが、確かに今年度の1名増員は、今年度に限っては一時的なものであるということは十分理解できるところであります。この597万7,000円は、それに相当するのかわからないわけではあります。問題は内部留保、これ、大きく予算に組み込まざるを得ない状況になっております。社会福祉協議会がどれぐらい内部留保をしているかは私もわかりませんが、いずれは難しい状況が来るのかと、さらに上積みしていかなければということをお聞きしたいということでございます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 内部留保、私のほうもちょっと把握しておりませんが、基本的には社協にも町民の皆様から寄附が行っているという、よく広報にも出ていると思うのですが、したがって、ある程度事業をやる上においては、その蓄えがある

とすれば、ある程度の負担は求めている、これはずっと過去から、現在でもそうです。全額、100%補助というのは絶対あり得ないというふうに思っておりますので、ある程度の取り崩しというのは理解していただいていると、私どもはそういうふうに認識しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の久保議員とちょっと関連するかもしれませんが、78ページの社会福祉協議会ね。今、副町長の説明で納得いかないというのは、簡単に言えば予算額、収入に対して支出が6,000万円かい、収入が5,700万円、差额的に260万円ぐらい足りないという予算の組み方というのは、ちょっと変則的なのかなと、その辺について、今、久保議員が言った内部留保で、副町長の説明でもそういう面について取り崩しを促しながら、この差額についてもするのかどうか伺いたいと思います。

それから、79ページの交通費助成の356万円の関係なのですが、資料29であるのですが、これは簡単に言えば、初乗りで350円の町の負担で200円で乗れると、そういう状況の中で交付されてきているのですが、近年、いわゆる町外、農村地帯というのか、そういう中でかなり高齢化も進んで、免許返上という、そういう事態もある中で、病院に行く場合にタクシーを利用するというのについては、350円の足きりで果たして今後いいのかなと私思うわけなのです。そういった意味で、今後、高齢化対策として、この交通費の見直しというか、算定の仕方を変えてはどうかというふうに考えるのですが、その辺についての考えを伺います。

それから、同じ79ページの、障害者介護給付費で8,800万円ということで予算を組んでいるのですが、この辺については、今後障がい者の介護給付など、いろいろなメニューがあるのですが、先の3月4日に実施した監査意見の中で、この障害者介護給付費について、根拠は陸別町障害者自立支援法施行規則に基づいて、いろいろなメニューが流れてきているのですが、監査意見の中で、ちょっと読んでみますけれども、国では、平成25年度より障害者総合支援法に改正され、施行されていることから、本町の規定についても改正が必要と思慮すると書かれているのですが、これは何を意味するのかちょっとわかりませんが、私まだ勉強不足で、でも改正が必要となれば、当然こういうことをきちんと整理した上で必要ではないかと思うのですが、その辺の考えはどうか。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

ただいまの質問で、1点目の社会福祉協議会の資料の関係でございます。資料ナンバー28になりますが、こちらに確かに議員おっしゃるとおり、収入の部の予算額の総計と支出分の総計に差額が出ております。この差額につきましては、内部留保分の充当という形

になっております。こちらの手落ちもありましたが、社協で複式簿記を採用しているということで、繰越金はこういった表には載ってこないという形になります。しかしながら、議会資料としてそのまま私どものほうで採用してしまった経緯がありまして、こういう状況になっております。本来であれば、社会福祉協議会から出ました資料をこちらのほうで直しまして、260万円をきちんと入れて、収入と支出が同額というふうにした資料を今回お出しすべきだったということで、こちらの落ち度でありましたことをおわび申し上げます。

それと、次に交通費助成の関係につきましては、ただいま言われたとおり、見直しの時期ということも御指摘のとおりかなというふうに思っております。また、集落地におきます高齢者、独居、これは今、保健福祉センターでも重要な課題だというふうに認識しております。そのために、諸会議でどうしたらいいのかということもありますが、この車の問題につきましては、現在というか、陸別町全体の問題として、検討しなくてはならない課題であるというふうに認識しておりますので、この件につきましては、陸別町総合戦略の地域交通対策の中で検討していきたいと思っております。

次に、3点目の御質問です。

こちらの障害者介護給付費の中にいろいろなメニューがあります。先ほど、監査の意見の中で、自立支援法と総合支援法の規定ということがありました。こちらについては、すでに国のほうでは改正がされておりますが、当町におきまして、この改正が、改正というか、中身自体は大きな変更はないのですけれども、文言の改正が国のほうから示されておりました。それをこちらのほうでまだ改正できていなかったということですので、中身に対して大きな影響が出ているといったことではありませんので、御理解願いたいと思いません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） さきの社会福祉協議会については、普通的には収入が多くて支出が少ないと、あとその他というか、一応保留した中で計画がとられると思うのですけれども、あらかじめ収入が少なくて支出が多いということであって、内部留保があるからそれはうまく経理がいったのかもしれないかもしれませんが、そういう内部留保が、さきの久保議員ではないけれどもどれほどあるか、さっきも副町長でもどれぐらいあるかということを確認していませんので、その辺が260万円あるのかないのかもあるけれども、いずれにしても、こういう予算の組み方というのは大変、変だと思っておりますので、今後改善して、複式にして、きちんと収入支出が合うような予算を組んで、のっぴきならぬ支出がふえた場合においては、何らかの補正も含めた形をとるのが筋だと思っておりますので、その辺を気をつけてやってほしいと。

それから、高齢者の交通費助成については、先にも言いましたように、交通事情の中で近年、高齢者事故が多いと、そういう見出しが出ている中で、当然、安全に病院に通った

り、あるいは用を足したりする上で、この交通費助成というのは必要だと思うし、当然、山にいる人たちだけではなくて、町内のお年寄りたちも安心して交通を利用して、用が足せるような、そういう仕組みを今後考えていってほしいと思います。

それから、障害者介護の関係の監査の意見については、文言の整理ということですので、今後監査の指摘を十分組み入れながら、行政を進めていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 私ども、資料のチェックミスがあったということはおわび申し上げたいと思います。昼からちょっと差しかえたものをお渡ししたいなど、繰越金が入ったものですね。

あと、社協の内部留保は、さきの議員にお答えしたとおり、社協として内部留保を取り崩すということは了解をいただいておりますので、ある程度の自己負担を伴うということは理解していただきたいと思います。

それから、その高齢者の交通の問題が市街地と市街地外ということで、ある程度の差は出ている事実はあると思います。つまり、市街地であれば、独居老人の方、あるいは老人、老人世帯ですとかがおられますけれども、どうしても市街地外の場合ですと、御家族の方と一緒に同居されている方が多いのかなというふうに思っております。したがって、そういう家族の送迎ですとか、あるいはスクールバスを使われて通院ですとか、そういったこともされているのが事実としてあると思っております。ただ、先ほど庄野主幹が言ったように、全町的な課題であるというのは事実でありますけれども、デマンド交通ですとかそういったこともあります。今すぐではないですけれども、何らかの形でそういう高齢者対策、あるいは外出機会の拡大だとか、そういった部分の中ではある程度考えていかなければならない問題の一つなのかなと、そういうふうに認識しております。したがって、今すぐこうだということではないですけれども、時間をかけて関係機関ですとか、そういったところとも協議をしながら、何が一番いい策なのか、そこら辺も現状の施策も含めて考えていきたいと、そのように思っておりますので理解をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかになければ、次に、同じく3款民生費2項児童福祉費83ページ中段から3項国民年金費89ページまで。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） 83ページ、8節報償費ということで、130万円、出産祝い金のところで、資料ナンバー36のところなのですけれども、僕も最初ちょっと勘違いをしていたところがあって、生まれたら第4子までいくと100万円をいただいてとかというところで、世の中にマスコミ等々に出ていったときに、そういう理解がというか、誤解を招くような出ていき方があったのですけれども、ここでもう一度確認で、要は2番目の交



付の中止というところが多分ポイントになるのではないかなと思うのですが、結局  
転出されたらということになるので、生まれた後に先に一時金というか、どんと渡すと、  
その後のことだと思うのですが、もう一度、ちょっとわかりやすく、副町長の説明  
いただいたのですが、生まれて10万円支給となってとかというところを、もう一  
度詳しく説明していただきたいなと思うのですが、

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

資料の36ページになります。

副町長との説明と重複することもあるかと思いますが、御了承願います。こちら、今言  
われました件につきましては、もう一度、支給方法のところから説明させていただきたい  
と思います。

5のところの支給方法です。第1子から第3子までの祝い金は、出産時に10万円を支  
給します。第4子以降の祝い金は出産時に20万円を支給すると。1年目以後は、第1子  
から第3子までは該当出生児の誕生日に10万円ずつ分割で支給する。第4子以降は、誕  
生日に20万円ずつ分割で支給する。ただし、1年目以後の支給額の50%は陸別町商工  
会が発行する商品券で支給するとあります。その下に、支給例というのが記入されてお  
ります。ここで下のほうのBさんで御説明させていただきます。このとおりなのですが、  
Bさんに第4子が仮に生まれたとします。その場合に、平成28年5月20日という  
のは、架空の誕生日でありますけれども、出生した場合ということで御理解願いたいと思  
います。祝い金につきましては、100万円が出る形になります。その場合、先ほど申し  
上げました支給方法に基づきますので、①のところ、平成28年6月から7月ごろま  
でに20万円を現金というか、口座にそのときに支給させていただきます。②で、1年後に  
なります。1歳の誕生日という形になります。平成29年5月20日に20万円支給です  
ので、そのときには10万円が口座のほうに振り込まれます。10万円につきましては、  
商品券。同じように、下のほうに③、④、⑤ということで、2歳、3歳、4歳までにそれ  
ぞれ同じように10万円が口座、10万円が商品券という形になります。先ほど議員の御  
指摘のありましたことにつきましては、交付の中止という形になりますけれども、転出等  
の理由により当町に住所を有しなくなったときは、その時点で交付を中止するという形に  
なります。仮に、3年目、仮ですね、100万円の受給該当者で、3年目、誕生日以降に  
転出してしまった場合につきましては、60万円まではその人に支給という形になります  
ので、分割支給の経緯につきましては、該当するそのときまで支給するということになり  
ます。よその町でも一括支給という制度があります。ただし、一括支給としますと、その  
後に誓約書だとか、5年間以上はいてくださいとか、そういった誓約がついたり、もし誓  
約書を守れなかったときについては、その時点で返還命令とか、そういったお互いに、本  
人にとっても、町にとっても、返還させるということはお互い気分もいいものではありません  
ので、そういったことも含めまして、子育て支援祝い金ということもありますので、

誕生日に子育て支援について支給するというようにさせていただきました。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 5番山本議員。

○5番（山本厚一君） 88ページの20節保育ママ利用助成、3歳児未満の方に、今回4万円を、1万円増やして予算がつきましたが、町が直接タッチはしておりませんが、大変助かると、お母さんにしたら大変助かるあれであります。説明はお聞きしたのですけれども、子供5名分を見ている。昨年は何軒ぐらいの家庭で預かっている、そしてまた、ことしもどれぐらいの予定をしているか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

保育ママの利用助成107万4,000円につきましてですけれども、平成27年度の見込みになりますけれども、ほぼ確定ですけれども、6人が利用されておまして、102万4,000円の支出になっております。平成28年度の利用見込みにつきましては、平成27年度と同等の5人と新規1人を見まして、6人分で計上しております。

平成28年度の対象者は新規も入れて6名という形になりますので、御理解願いたいと思いますので、訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 済みません、さきの出産子育て支援祝い金の話に戻るのですけれども、その一時的に大金というか、出産のお祝い金をまとめて渡して、その誓約書を守れなかったときという話があったのですけれども、これ、子育て支援祝い金なので、もし誕生日ごとに10万円ずつあげるのではなくて、小学校に上がるときに10万円、中学校に上がるときに10万円とか、そういう振り分けの方法はなかったのでしょうか。多分、子育てをしていると、その節目節目で10万円ぐらい一人にかかると思うのですけれども、それをお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） 確かに議員のおっしゃるとおり、節目にそれぞれ、小学校、中学校のときにお渡ししたほうがよろしいのではないかという御指摘もあるかと思いますが、私どもとしましては、その振り込んだお金につきましては、その御家庭でお子様の小学校に上がるときの入学資金だとか、中学校の入学資金にぜひとも…。

済みません、ちょっと答弁調整したいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員が言われたその小学校入学時、あるいは中学校進学時というのは、別制度というふうに私どもも押さえております。今回はあくまでも出産子育て祝い金という位置づけでしておりますので、2年度以降も給付するというのは、1年目以降ですね、ある程度、保育所だとか、そういう準備金にも考えられますけれども、小学校

とはちょっと、小中学校とはまた違う制度かなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） いいですか。ほかに。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 大変しゅうとの的な言い方になるのですけれども、こういう祝い金の説明資料、これは僕、思い出すと、昨年6月から、陸別のいわゆる条例、要綱、条例規則か、そういうきちんとした整備がされていないのではないかという言い方を今までずっとしてきたのですけれども、昨年も移住センターですか、研修センター、あれも条例も要綱も何も示されないで予算化しているという、そういう意味合いと合わせると、この問題についても看過できないのですよね。やはり要綱、条例をつくるのが普通だと思うけれども、要綱でもいいですから、きちんとして、今、センター主幹が説明したように、いわゆる誓約の関係とかそういう文言をきちんとしていかないと、私的にはこういう政策、いわゆる野尻町長の中でやられることについては、私は大いに評価したいと思います。

しかしながら、要綱をきちんとした上で、簡単に言えば、5年間継続しますよね、最終的に。施行規則もきちんとないないということは、いつから、僕が聞いた町民からは、それいつからやるのと言われて、そういえば、要綱も条項もないから、いつからやるのでしょうかと、説明資料にも書いていないという、そういうこともわかりましたので、やっぱりきちんとその辺を整備した上で進めていってもらって、今後、野尻町長、あるいは副町長も含めて、担当課も含めて、継続した事業を進めていくことが、一過性で終わるということではできないと思うので、やっぱりきちんとそういう面についての整理をしてほしいと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 新年度予算に計上していますから、常識的には4月1日だと、これはそのように思います。あと、要綱だとか、まず予算を議決されないと正式な要綱は公布できません。予算がないのに要綱を公布するということはありません。まず、予算が確保されて、議決されて、そして、4月1日施行の要綱が公布されると。もし、示すとしても、今のこの資料がそもそも要綱の土台になります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） それは逆なのではないですか。要綱ができ上がって、それについて、要綱に基づいて予算化するのが普通だべさ。予算化されていないから要綱つくれないというものにはならないでしょう。そうしたら、今までずっと出ている予算については、新しく何か改正する場合でも全部要綱がなかったら、いわゆる予算がなかったら要綱がないということなのですか、要綱というか、条例に基づいても。だから、その辺は僕、考え方、あべこべだと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 考え方、それぞれ違いますから、見解の不一致で終わってしまうのであれですけれども、あくまでも条例はやっぱり当然、議会の議決事項ですから。予算はその条例に基づく施行。要綱も本来であれば、制度上はまず今までの手続とすれば、規則、要綱というのは、ある程度予算が議決されて、そしてそれに基づいて要綱なり、規則を改正したり制定して、4月1日で公布していると。これは、従来ずっと同じやり方で来ておりますし、私に替わったときからではなくて、過去何十年もそういうやり方でやってきていると。そういったことなので、もし仮にこれから議会でこういうものがあつたとして、事前に出し示せるとすれば、たたき台ですとか、案ですとか、そういう形で資料としては出せる可能性はあると思いますけれども、基本的にはこれは資料が全てその要綱の基礎になって出てくるということになります。だから、私に替わったからこうではなくて、過去何十年も同じやり方で議会にお願いをして議決をいただいて、その後要綱ですとか、そういったものは公布していると、そういうことですので御理解いただきたいと思ひます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） これで3度目なのですからけれども、今、副町長、基礎と言ったよね、要綱がね、という言い方をしたのですよ。だから、要綱がないのに説明資料をつくるというのはおかしいでしょう。いずれにしても、そういう進め方というのは、我々はやっぱり議員として町民の付託を受けて、そしてどういう施策をしていくかということについては、これは我々の今の段階だけではなくて、後続というか、継承していく上での、行政を進める上での一つのモデルなのですよね。要綱にしても条例にしても。条例は先ほど副町長が言ったように、議会の議決です。要綱は、言い方は悪いけれども、勝手につくって勝手になくすことができると思うのですよね。しかし、政策を進めて、我々議員自身が町民代表として進めていく上で、そのような内容がいいのか悪いのかというのは、やっぱり規則や要綱をきちんと見た上でやっていくというのは我々に与えられた使命だと思うのですよね。

あともう一つ、やっぱりそういう規則をつくるということは、これ、おきてであり、決まりなのですよね。ですから、後から担当者がかわつたら、あれ、先にどういうことやってたのかといたら、やっぱり条例にしても、要綱にしても、規則にしても、それを見ながら執行していくというのが筋だと思うのです。でも、こういうのがないということになれば、元の、前の担当者はこうやってやったけれども、一体どういうふうにしたらいいのだろうという、そういう右往左往するという面も含めますと、私は今、副町長が意見の相違という言い方するのなら、私今回この予算案には反対しますよ。そういうような言い方では、物事を進めていったら、私はうまくいかないと思うのですよね。だから、そういった言い方をしないで、やっぱりお互いに少しでもいい方向を見出して、今言ったようなルールというのはあると思うのですよね。だから、そういったものをきちんと守ってやってほしいと言ひます。これをあくまでも突っぱねるのであれば、私、予算案に反対します

から。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 行政の継続というのは、人が替わっても同じことやりますから、だからそういう前任者がやったものを後任者が忘れたとか、そういったことは基本的にないというふうに思っています。つまり、人事であれば、引き継ぎ事項があって、その中で事務事業が全部引き継ぎされますから。だから、そういうことはない。

それと、勝手につくるとか、議員言っていましたけれども、言葉もちょっと気をつけていただきたいなと思います。私どもは、それなりにルールにのっとって、予算なり議案を提案しておりますので、議会の考え方を無視してまでということはありませんから、そういうところはちょっと誤解をしてほしくないなというふうに思っております。

ただ、資料があくまで予算の資料であるということは理解していただきたい。今後であれば、たたき台という部分であれば、資料として出すことは可能だと思います。この要綱とか、規則とか、そういったものの、資料となるものが、たたき台ですとか、そういったものであれば、今後は出せるかと、そういうふうに思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 次、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、4款衛生費1項保健衛生費90ページから2項清掃費98ページ下段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 94ページの予防接種についてですけれども、28年度から日本脳炎の予防接種も行うということですのでけれども、予算では義務の予防接種と同等の接種率で計上していますが、義務なのでしょうか。

95ページですね、済みません。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） 平成28年度から日本脳炎につきましては、定期接種にかわっておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） どういう方法でやるかということを知っているの、その辺について説明してください。

庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） 申しわけございません。

接種の方法につきましては、それぞれ資料の38ページの1にあります、それぞれの対象者というのがいらっしゃると思います。今年度につきましては、説明にもありましたとおり、3歳以上から20歳未満、初年度ですので、3歳以上20歳未満の対象者全員、これは国、道のほうから決められている対象者年齢になります。この方々にそれぞれ今回の

予算が議決されれば、早急に対象者に対して接種の通知というのを出します。町内の方であれば、診療所において接種していただくという形になっております。そういった流れです。

二十歳未満で町外に出られている方にも、接種の案内を出しまして、それぞれ、札幌にもし行っていらっしゃる学生がいれば、そちらで接種を受けてもらいまして、その金額につきましては、扶助費の中で償還払いになりますけれども、その人にお返しするといった内容になっております。

以上です

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 定期接種の意味がよくわからないのですけれども、どの程度の、義務ということですか、それとも推奨程度なのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） 申し上げます。

定期接種ですので、義務化という形になりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 予防接種は今とても問題になっていて、100%副作用や死亡事故がないとは言えない状況で、受けるほうにも賛否両論あるし、受けたくないという考え方もあると思うのですけれども、その辺は対応してもらえるのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

定期接種ですけれども、本人の希望によって拒否というか、受けなくするということが可能でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく4 款衛生費3 項水道費9 8 ページ下段から5 款労働費1 0 1 ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、昼食のため、午後1 時まで休憩いたします。

休憩 午前1 1 時5 8 分

再開 午後 1 時0 0 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 款農林水産業費1 項農業費1 目農業委員会費1 0 2 ページから7 目公共草地管理費1 1 1 ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく6 款農林水産業費1 項農業費8 目農畜産物加工研修センター管理費1 1 2 ページから1 1 4 ページ下段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、同じく6款農林水産業費2項林業費114ページ下段から118ページ中段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、7款商工費118ページ中段から124ページ上段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、8款土木費124ページ上段から133ページ下段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、9款消防費133ページ下段から136ページまで。

1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) とかち広域消防事務組合についてなのですけれども、とかち広域消防事務組合の前段の池北三町行政事務組合の補正で、陸別消防署の職員手当、時間外勤務手当で、陸別だけが追加になっていました。人の命を守る重要な現場ですので、万全の体調で仕事に臨んでほしいと思いますが、広域になることで、一人帯広へ派遣になり、新規の採用もあります。消防学校へも入りますし、そして救命救急の措置も複雑化してきて研修へ行かなければいけない時間も増えていると思います。それに伴って、職員を増やす考えはないのか、それとも広域になることによってこれらのことが解決するのか、お伺いします。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) 消防署員の時間外の関係だと思っておりますが、そちらにつきましては、実績に基づきまして積算をしておりますので、減ったからといって今までの業務がおろそかになるとか、今までやらなければならなかったことを何かやめるとか、そういうことにはなりません。

人件費で減っている分につきましては、もう1点は、先ほど申されましたように、帯広のほうに、局のほうに1名派遣になりますので、その辺についての整理がされているところでもあります。

あと、消防署員を増やす考えがあるかどうかということなのですが、こちらにつきましても、広域に伴いまして、その辺の業務が間に合うのかどうかということ、署内のほうで整理をされておりますが、広域で行うことで業務が極端に何かなくなるということではありませんが、対応は十分可能であるということで、人員の増等については現在考えられておりません。

以上です。

○議長(宮川 寛君) 1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) ちょっと問題がずれていたのですけれども、時間外手当が補正

でふえているという話だったので、仕事量が増加して、職員さんの健康に被害があっては困るなと思ったということだったのですけれども、違いましたか。

詳細は、消防署費で180ページから書いてあります。説明資料。

○議長（宮川 寛君） 原田総務課参事。

○総務課参事（原田伸仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

時間外の関係だと思いますが、補正で時間外ということではよろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時07分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原田総務課参事。

○総務課参事（原田伸仁君） 失礼しました。

消防の業務の中で、広域等になり、現在、各部落、範囲が広がりますので、その中でその範囲、それを確認するという意味と、それに伴いまして消防のほうの救急救命士等の訓練ですとか、車両も昨年入れていただいたのですけれども、それに対しての車両等の訓練、災害時をにらんだ訓練、それと救急出動が昨年137件ありまして、そういう状況の中で、一旦救急に出ますと町外搬送するということがあり、第二の出動の関係がありまして、職員を日中夜間問わず4名は必ず確保するというので、日曜祝日夜間も含めまして、時間外で補給するといった形で、現在消防のほうではそのような中での時間外の対応をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） ぜひ体調の管理をしっかりと、消防の皆さんの元気なあいさつが町民の安心にもつながると思いますので、ぜひ引き続き仕事に専念してください。

よろしくお願いします。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 133ページの消防費の報酬、1節なのですけれども、これ、団員の報酬ということで200万円計上されているのですけれども、これ定数的に決まっていると思うのですけれども、団員の数の欠員がないのか。あったとしたら、いろいろな方策でいつの議会だかに私言いましたけれども、女性団員を採用というか募集してはということも言ったのですけれども、その辺の考え方はどうですか。満度に満たされているのかどうか。

○議長（宮川 寛君） 原田総務課参事。

○総務課参事（原田伸仁君） お答えいたします。

今の報酬の関係であります。これは定員が56名ということで、4月1日付で、現在



は実員としては53名なのですが、4月1日付で56名、入団された場合ということで、満度での報酬の額を見ております。

それと、今、女性消防団員の関係のお話が出ましたが、これについては私がここでちょっと女性消防団員について加入する、しないということは、消防団の組織上の問題、消防団の考え方等々がありますので、私の立場ではちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 答弁の中ではそういう言い方をするなれば、今後そういうようなものの諮問というのか、考え方、そして十勝全体ではいろいろマスコミ等でも女性団員の、女子力というのですか、そんなのがいろいろ出ているので、当町もそういうようなことを含めた形で諮問というのかい、団員の中で、団員の中で話し合うのか、その辺のしかるべき方法で話し合ってみてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 原田総務課参事。

○総務課参事（原田伸仁君） 今の件について、お答えいたします。

先ほど、私の立場ではという話をしましたが、議会のほうでそのようなお話があったということ、消防団のほうにお話しさせていただこうと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） ただいまの消防費について、関連なのですけれども、消防団員の報酬ということで、今、十勝管内でしきりに話題になっているのが、消防団員の報酬の金額の問題でございます。それで、池北三町行政事務組合の中のときと、十勝管内の報酬の割合というのかな、例えば、年報酬がうちの団員、陸別町の団員、年報酬と、十勝管内の年報酬において、開きがあるのかどうか、それと、今定員56名に対して、欠員があるのかなと思われるのですけれども、恐らくやはりそういう年報酬のこともこれから恐らく議論になってくるのではないかと思うのです。やはりなり手を、消防団に入ってもらおうときに、初めてやはり年報酬の問題とかいろいろ出てくるので、ここら辺も今どうのこうのではないのですけれども、やっぱり将来を見据えた中で、きちんとやっぱり十勝管内に近づいているのか、近づいていなければ、それまでの年報酬を確保して、やはりきちんと団員の皆さんの安心・安全、また町民の皆さんの安心・安全を守っていただかなければならない立場にあるので、どうかそこら辺も少し議論の中に入れていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 昨年の議会でも、広域化に伴う団の関係でお話、説明をしたかと思うのですが、今の団員の報酬は三町とも同じです。これは組合で、池北三町行政事務組合という部分で報酬を決めたということで、三町同じなのですけれども、4月以降は

各自治体になるということなのですが、団長、あるいは各署長等で、本部で協議したときに、広域時には現行でスタートしてくれという話が、申し入れがございました。したがって、今の時点では現行の額で予算を計上させていただいております。

しかし、今後はやはり三町とも土台が、スタートが同じなものですから、陸別町だけがどうのこうのとかならないかもしれませんし、そこらについては今後の課題としながら協議をしていきたいと、そういうふうに思っております。

それと、十勝管内のほうはちょっと手持ちに資料がないので、済みません、よろしくお願ひします。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、10款教育費1項教育総務費137ページから143ページまで。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、143ページのスクールバス運行管理費の中で、18節の備品購入ということで、14人乗りのバスを購入するとありますけれども、今後なのですけれども、今見ていると、大きなスクールバスに生徒児童が何人も乗っていない現況かなと思われます。そこで、これから先、いろいろな経費、燃料ですとか、車検だとかいろいろ考えた場合、むしろもうこの14人乗りのバスをふやして行って、経費の削減ですとか、そういう年次計画を持たれているかどうかだけ質問をいたします。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 今回、14人バス、ワゴン車的なバスを購入することとあります。これにつきましては、本来、小利別線のもののが老朽化をして、その更新ですけれども、実際につきましては、購入後は上陸別線ということになっております。今、上陸別線におきましては、27年度においては、中学生1名、それから小学生4名、保育所1名ということで、5名ということで、大変少人数ということとありますので、25人乗りの大きいバスになれば空席の部分が多いのかなというふうに思っております。ただ、スクールバスにつきましては、当然、主に通学で利用するということとありますけれども、そのほか、町外に向けて、例えば、いろいろ学年ごとの移動バス研修だとか、そういう用途もありますので、今後の児童生徒数につきましては、今、一番少なくても13名ほどでありますけれども、ただ今後の見込みといたしましては、今の保育所の園児の中では24人の学級もありますので、今すぐ極端にバスに乗車される人数が少なくなるというようなことは見込んでおりません。ただ、将来的にどんどん学年ごとの人数が少なくなるということであれば、今のバスから順次切りかえをしていく方向が、維持管理費、経費の削減としてはよろしいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 140ページの貸付金、奨学資金についてですけれども、9月の定例議会で町長が自分の公約でもあるので、給付型の奨学金制度を新たにつくりたいと

おっしゃっていたのですけれども、今年度は実行できないのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 間違いなく覚えておりますが、やっぱりうちのまちの実態に合わせたものということで、1年かけてじっくりそこら辺を調査して、ものにしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、同じく10款教育費2項小学校費144ページから3項中学校費150ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく10款教育費4項社会教育費150ページ上段から156ページ中段まで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 153ページの中学生等海外研修派遣事業についてですけれども、27年度の参加者は14人と、3割が参加しませんでした。このまま学生の人数が減って、参加率も減少して、一桁の人数になっても続けていく考えはありますでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 中学生等海外研修派遣事業でありますけれども、町の理解もいただきまして、国際交流の一環として今、現時点で中学2年生を個人負担10万円をいただきながら実施をしているところであります。今年度におきましては、若干の不参加者がいたということでもありますけれども、ここ数年でいいますと、全員参加の学年もいるということでもあります。今のところ、先ほども申しましたけれども、一番少ない学年で13人のところがありまして、一桁になる可能性がないとは言えないです。ただ、実際におきまして、物すごく子供たちは楽しみにしている事業でありますので、教育委員会といたしましては、予算の続く限りなるべく継続をして実施をしていきたいと。いつかどこかのところで議員言われるとおり、見直しの時期が来るかもしれませんが、今のところは基本的に継続をしていきたいという考えであります。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 子供たちも楽しみにしているイベントなので、ぜひ見直すことなく続けていってほしいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 予算的な措置もありますので、十分町のほうとも協議、相談していきながら、続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかになければ、次に、10款教育費5項保健体育費156ページ中段から163ページ中段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、11款災害復旧費163ページ中段から13款予備費164ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、歳出全般について、質疑を行います。

ただし、ページを区切って質疑を行いましたので、その範囲を超えて、他のページと関連あるものに限定します。

7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) ちょっと質問するのを忘れたのですけれども、155ページの関寛齋の関係なのですけれども、交流センターの関係と関連するかもしれませんので、その辺で質問をしたいと思います。

関寛齋の資料館案内業務で17万9,000円なのですけれども、先ほどの議会の中で、いわゆる町内の方は全て無料と、町外の方が入館する場合には有料と、300円というふうに話をされてきたのですけれども、少しでも関寛齋の資料を見てもらう上で対策というのは、ここでいう案内業務で過ぎるのかなと思う面もあるのですけれども、いわゆる施設を見る限り、交流センターの前の案内板というのか、こういう資料館がきちんとありますよというインフォメーションというのか、案内がないような気がするのですね。ただ、この施設には物産館、それから宿泊施設、それから関寛齋が入っているというような感じしか案内板にないのですよね。そういった意味からいくと、交流センターを有効活用する上で、きちんとこの施設について、よそから来た人たちがこの施設はこういうものだというような案内板というのをきちんとつくったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方、対策はどうか。

○議長(宮川 寛君) 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長(有田勝彦君) 建物といたしましては大きな交流センターという中の一角を関資料館ということで一部活用させていただいております。

今、議員おっしゃるとおり、案内板等、周知も含めて十分必要なものだという事になっておりますので、今後につきましても、今回一部無料にしていくということもありまして、これから多くの方に関資料館を見ていただくということであれば、その辺の周知方法等についても新たに考えていかなければならないかなというふうに思っております。

なお数年前に、その交流センターも道の駅の機能として大きな改修も検討するかというような話題も一部、こちらのほうでは聞いていたところでありまして、そのときに備えてまたこちらのほうの改修も大きなものが必要になってくるかどうかというようなことも見据えてというふうに思っておりましたけれども、今のところ特に大きな動きはないということであれば、関資料館単独での案内板も含めてちょっと検討はしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 歳出全般についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の逐条質疑を行います。

歳入の事項別明細書は11ページから参照してください。

1款町税11ページから12ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、2款地方譲与税12ページ上段から11款分担金及び負担金14ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、12款使用料及び手数料14ページ下段から18ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、13款国庫支出金18ページ中段から14款道支出金26ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、15款財産収入26ページ上段から18款繰越金30ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、19款諸収入30ページ上段から20款町債37ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般についての質疑を行います。

ただし、ページを区切って質疑を行いましたので、その範囲を超えて他のページと関連あるものに限定します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債についての質疑を行います。

7ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、予算書1ページ、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、議案第25号全般について行います。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、歳入歳出全般でお尋ねをいたします。

今年度の歳出を見ても、燃料費ですとか光熱水費、LED化ですとか、また灯油の価格が安いということで、非常にどの科目を見ても前年より安くなっているということなのですが、今話題に上がっている新電力ですとか、電力の規制緩和が4月1日からなのですが、うちの町としてはどういう考えでおられるのか、またそれに乗るのか乗らないのか、そのお答えと、また歳入で、マイナス金利という言葉が大きく話題になっているわけなのですが、当町の基金の積み立てですとか、そういうのに影響があるのか、預金には今のところ手を出さないと聞いているのですが、何かいろいろな話があれば、そこら辺、お尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、1点目の4月1日からの新電力については、今のところちょっと考えてはございません。

それから、金利は確かに下がってきておりますけれども、借り入れする場合については金利が下がってきていると、基金関係も若干下がりがありますけれども、そんなに影響はないというのが現状であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 昨年末で電力の方も、北電によるループ化ですか、単線のまちから二線化になってということで、やはり北電がやってくれたことというのは大きいと思うのですよね。今、副町長のほうからも、今のところ新電力、電力の自由化、規制緩和については、今のところ考えていないと。私もやはり北電をおいて今のところ物を考えられないのではないかなと思っておりますので、ぜひとも、もしそういう形をとるのであれば、北電ですとか、いろいろ詰めて、安くなるものは安くしていただきたいと思います。

それと、基金のことについても若干の影響はあるということなのですが、そこら辺も常時速やかにいろいろな情報を得て、きちんと基金の管理をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） そのように対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、議案第25号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第25号平成28年度陸別町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算の質疑に入ります。

第1条歳入歳出予算のうち、歳出全般について。

歳出の事項別明細書は、国保12ページから20ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、国保7ページから11ページまでを参照してください。

7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 7ページの歳入の関係で、ことしのいわゆる国保税の1目の関係なのですけれども、昨年から見ると増えていますよね、500万円。これは国保税の算定、賦課する上での基準を、応能割、応益割とか、そういうものを変える考えで予算化しているのですか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) 今回の予算に当たりましては、応能、応益については変える考え方はありません。若干増となっておりますのは、被保険者世帯の所得が増えたということが要因と考えております。

以上です。

○議長(宮川 寛君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、国保1ページ第2条歳出予算の流用についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、議案第26号全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出に区切って質疑を行いましたので、歳入歳出の両方に関連している場合のみに限定いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、議案第26号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第26号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、直診11ページから18ページまでを参照してください。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 12ページの賃金7節でちょっとお聞きしたいのですが、ここで臨時看護師賃金とか、あるいは臨時看護補助員ですか、その辺の関連で、現在、正職員の看護師が何名いて、それから臨時の方は何名で、人数的に間に合わない場合には、看護関係の派遣というのですか、そういう委託先があろうと思うのですが、その辺について、大体看護師たちの賃金というか、そういうものの部類に、いわゆる正職と臨時と、それからそういうよそから来た看護師たちにはどれぐらいの賃金が払われているのかお聞きします。

○議長（宮川 寛君） 丹崎国保診療所主任主査。

○国保診療所主任主査（丹崎秀幸君） お答えいたします。

ただいまの御質問の看護職員についてでございますけれども、正職員は10名、さらに臨時職員といたしまして、看護師2名の計12名となっております。また、調理員につきましては、正職員が1名、臨時調理員としまして3名の計4名でございます。続きまして、臨時看護補助員につきましては、全て臨時職員で3名ということになっております。

なお、賃金の内容でございますけれども、臨時職員につきましては、町の臨時職員の規定に基づいて賃金のほうはお支払いさせていただいております。なお、平成27年度まで使用しました派遣会社を通じての雇用でございますけれども、この場合、資格の種類によって、単価が若干異なりますけれども、おおよそ30万円から40万円、月額というふうになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 看護師に関しては、医療給でやっていると思うのですよね。そういった意味で、正職の場合は、10名の方は給与表に基づいた医療給。臨時の場合は、今の説明では、臨時職員に準じてというのですけれども、医療職としてのそういう感じの査



定がないのかどうか。派遣で月30万円、何人来るかわかりませんが、多分一人だ  
と思うのですけれども、その辺のことを考えると、臨時職員といえども、やはり賃金的  
に、何というのですか、大事にするという方法がとられるべきだと思うのですけれども、  
私の聞き間違いかどうかわかりませんが、ほかの臨時職員に準ずるということは、  
事務職と合わせるということですか。医療給で、臨時職員でやるということですか。その  
辺の差について、臨時職と医療給と。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 臨時職員については、臨時職員賃金表というのがございま  
して、事務職から警備員から、多種多様な職種がございます。その中で看護師についてもそ  
こに規定しておりますけれども、一般事務職よりは当然賃金、日額自体が高いと。1日  
9,300円ですね。一般事務職であると、6,000円ちょいですから。その分、3,0  
00円ぐらい差があるということです。そのように臨時職員については、臨時職員賃金表  
というのがございまして、毎年改正をしながら支給をしているということです。

それから、派遣職員の関係は、先ほど担当が説明しましたけれども、新年度は予算は計  
上しておりません。ナース派遣会社からの臨時看護師の派遣というのは予算は見えておりま  
せん。27年度までは見ておりましたけれども、看護師を募集しましてもなかなか来なく  
て、やっぱり紹介所を通して全国から派遣してもらって、ある程度所得保障をしなければ  
ならないという部分でどうしてもその分高くなるということがありましたけれども、28  
年度はそういう派遣会社からの、紹介所からの関係の賃金は予算を見ておりません、28  
年度はですね。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 日額9,300円という形で、臨時看護師についてはというので  
すけれども、ほかの事務職よりは当然高いというふうに理解したわけなのですけれども、  
時給換算にしていくと、1,162円ぐらいなのかな、8時間労働ということで。そう  
いった意味でいくと、少し低いような、僕も聞いている話で大体1,200円ぐらいかそ  
の辺の感じだと思うのですけれども、この辺の乖離がどういうふうになるのか。私として  
は、決して臨時職員だから優遇しろとは言いたくもないけれども、派遣のナースを使うよ  
りも臨職で安定している人を使うというのであれば、もう少し高いというか、アップして  
あげてもいいのではないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） そこだけを特別上げるというのは、他の職種とのバランスも  
ございますので、基本的には最低賃金が変わる都度、10月ぐらいには、毎年、賃金単価  
の見直しをかけてやっております。その中でも、看護師の部分をちょっと一部調整させて  
いただいておりますけれども、時給1,200円ですね。だから、そこだけが特別という  
わけにはいかないのですけれども、そのように毎年見直しをかけながら改正をしてきている

と、そういったことで御理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条地方債について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第3条一時借入金について質疑を行います。

1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、議案第27号全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、簡水10ページから15ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、簡水7ページから9ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条地方債の質疑を行います。4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第3条一時借入金について質疑を行います。1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、最後に、議案第28号全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第28号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、9ページから13ページまでを参照してください。

5番山本議員。

○5番（山本厚一君） 12ページの3款の13節基本計画策定、ちょっと説明がなかったもので、これ、場所はどの辺の設計とか、事業をする場所ですか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 13節の基本計画策定なのですが、これは下水道事業の認可変更の手続きということになります。

認可変更につきましては、5年ごとに見直すということで、主な業務としては、区域の見直しだとか、中長期的な計画書の作成だとか、あと維持管理計画、そういったものを国に認可の変更で了解をもらって事業を進めていくというような中身でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 下水12ページの3款事業費1目下水道建設費ということで、その15節工事請負費の中の機器更新とあります。この機器更新というのはどのぐらいで考えられているのか。

それとあともう一つ、また今後、この下水道に関しまして、大きな金額で動く保守点検とか、またそのようなことは、今後また出てくるのかどうか、お伺いします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 15節の機器更新でございますが、この事業につきましては、長寿命化計画に基づいて機器更新をしていくということでございます。平成24年度に長寿命化基本計画を策定して、それに基づいて平成25年度に長寿命化計画をつくっております。よって、平成26年から平成30年の5カ年で、この事業を長寿命化計画を策定して実施をしていくということでございます。

それで、今後の見通しなのですけれども、26年度から実施しているところでございますが、総事業費といたしましては、5カ年で2億9,300万円ほどかかるということでございます。それで、今年度については3,300万円でございますが、あと平成29年、30年の2カ年にかけて、汚泥脱水設備、これが今後の大きな金額ということで、1億4,800万円ほど見込んでおりますし、平成30年には濃縮汚泥引き抜きポンプだとか、汚泥処理計装設備関係等で約5,800万円ほど見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、下水7ページから8ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条地方債について質疑を行います。4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第3条一時借入金について質疑を行います。1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、議案第29号全般についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、介護11ページから20ページを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、2点まとめて、合わせて質問させていただきます。

一般会計の3款民生費、老人福祉費との関係もございますので、それを含めて質問させていただきます。

1点目ではありますが、議案書13ページ、14ページ、議案説明書、資料33であります。

2款1項2目居宅介護サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金720万円と、同じく2項介護予防サービス等諸費2目介護予防サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金98万円についてであります。これは、当初の説明では、さきのほうで、前のほうですね、720万円のほうにつきましては45人分、それから、後の98万円のほうにつきましては19人分、合わせて64人分の介護サービス計画の作成費の報酬に当たる部分でございます。このうち、議案説明書の資料33、居宅介護支援事業所運営事業補助金資料に記載されております北勝光生会居宅介護支援事業所分ではありますが、これが介護サービスで割り返しますと19人、それから介護予防サービスでは5人、合わせて316万1,000円余りということになります。

さらに、一般会計の歳入で19款の諸収入5項雑入3目雑入1節介護予防支援報酬105万円、同じく2節の居宅介護支援報酬100万6,000円、合わせて205万6,000円を町が、保健センターが行うことになると思いますが、それを合わせて恐らく26人分ぐらいだろうと思います。これを合わせますと、北勝光生会の居宅介護支援事業所分24人、それから町が行う分、おおよそ26人、合わせて50人と。先ほどの予算は64人です。残りの14人につきましては、これは一応、社会福祉協議会が行う居宅介護支援事業所につきましては、休止に向けて順次減っていくということでありましたが、まだ社協が幾らか請け負うことになるのか、お伺いいたします。

それから、2点目であります。

これは、議案書16ページであります。

歳出の3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費13節の委託料についてであります。

総合事業委託料で67万円につきましては、介護予防給付費のうちのりくべつエヌピーオー優愛館が運営する予定であります訪問型サービスAの事業に係る報酬に相当する部分であります。同じく19節の負担金補助及び交付金の第1号事業給付費359万6,000円につきましては、介護予防給付のうちのホームヘルプセンター陸別、これは社協が運

営する訪問介護、それから、陸別町デイサービスセンターが運営する通所介護、この事業に係る報酬との説明でありました。したがって、平成28年度につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業は、平成28年4月以降に新規、または区分変更、更新により、事業対象者と判断された者、さらに基本チェックリストにより事業対象者と判断された者と、この基本チェックリストにより、事業対象者と判断された者といえますのは、介護認定を受けない該当者ということであります。したがって、予算書を見ますと、2款の介護予防サービス費と3款の介護予防・生活支援サービス事業の両方に該当するものが発生してくるということだろうと思うのですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

最初の質問でございますが、こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、残高で296万3,000円が残ります。この金額につきましては、住所地特例者が現在、町外に20名いまして、町外の事業所へ国保連合会を経由して支払うための予算というふうになっております。なお、今年度の社協の居宅介護支援事業所においては、28年度当初になりますけれども、16万1,000円程度の予算という形になっております。

続きまして、2点目の質問になります。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおりでございますが、2款の介護予防サービス等諸費と3款の介護予防・生活支援サービス事業費の両方が存在するということになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 1点目の質問につきましては、住所地特例ということですから、居宅サービスの住所地特例でありますから、住所は陸別町にあって、身寄りの方が町外にいて、そこでサービスを受けている方がいて、委託をされているか何かでサービス計画を今、現在住まわれているところをお願いしているということだと思います。

それから、2点目のほうで、両方に存在するということではありますが、そういたしますと、わかりやすく申し上げますと、先ほど言いましたように、非該当で基本チェックリストによる介護予防ケアマネジメントの対象者と。これにつきましては、陸別町デイサービスセンターと、それから優愛館が行っております高齢者在宅生活支援事業、生きがい通所ホームでございますが、可能性としてですが、この両方のサービスを受けようと思えば同時に受けられると、非該当者についてはですね。これまでは、陸別町デイサービスセンターは、非該当者は対象外ではありましたが、この予防ケアマネジメントの対象者も陸別町デイサービスセンターで対象となるとなれば、両方受ける可能性はあるのかということであります。すみ分けの問題はあると思いますが、これをお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

陸別町デイサービスセンターにつきましては、基本チェックリストで該当した場合は、利用可能となりますが、生きがい活動通所は特にチェックリストには関係なく、利用を希望し認められた者であれば利用は可能という形になっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 一応、そういうことになれば、先ほども一般会計の民生費との関係を申し上げましたが、3款1項の社会福祉費、ここに2目の老人福祉費13節の委託料に、これも優愛館に委託しているものであります。高齢者在宅生活支援事業、生きがい活動通所ホームでございますが、委託料503万円、予算化されております。これが、前年度並みの利用が見込めるのか、さきにお聞きいたしました非該当で基本チェックリストによる介護予防ケアマネジメントの対象者が陸別町デイサービスセンターにおいて、介護予防・日常生活支援総合事業で通所できるとなれば、生きがい活動通所ホームとのすみ分けがある程度やっぱり難しくなるのではないかと思われる反面、結果として特別会計の総合事業委託料で67万円、一般会計の介護予防・日常生活支援総合事業運営事業補助金524万1,000円を、新たに訪問型サービスAに充てることになったわけでありまして、サービスが拡充されたと期待できるものであると思います。そのような理解でよろしいのか、前段、午前中の質問の中で、この総合事業につきましては、あくまでもやってみなければわからないということで、28年度についてはですね、将来的には私の持論であります。からまつハウスとかつつじヶ丘団地がある以上はホームヘルプを拡充して行って、今ある施設を有効なものにしていくべきという考えがありますので、その方向は何も疑問を持たないのですが、とりあえず28年度については、やってみなければわからないというような内容であるか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 庄野保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） お答えいたします。

生きがい通所につきましては、現在、月水金に実施されており、1回当たり、1日当たりになりますけれども、平均7名の方が利用しております。生きがい通所の利用人数につきましては、前年度とほぼ同数の利用を見込ませていただきました。また、軽度の方のデイサービスセンター等の利用と生きがい通所とのすみ分けにつきましては、地域包括支援センターにおいてすみ分けを行っていくこととなりますが、このすみ分けの基準としましては、国からのガイドラインが既に示されておりますので、そのガイドラインに沿って、各事業所との連携を図りながら行っていきたいと思っております。

また、最後の質問になりますけれども、新たなサービスとして、この訪問型サービスAということを行うに当たりまして、議員のおっしゃるとおり、初年度ですのでどういう状況になるかというのは未知数でありますけれども、自宅で少しでも長く過ごしてもらうために、さらにNPO優愛館と連携を密にとりながら、訪問型サービスAの推進に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条歳出予算の流用についての質疑を行います。1ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、議案第30号全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、9ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから8ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、議案第31号全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。



これから、議案第31号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時09分